

第2号議案

博物館登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館登録原簿に登録することについて提案します。

令和5年1月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

東広島市立美術館を広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録する。

2 登録事項

設置者の名称及び住所	東広島市 東広島市西条栄町8番29号
博物館の名称	東広島市立美術館
博物館の所在地	東広島市西条栄町9番1号
登録番号	第33号

3 登録する理由

東広島市教育委員会から申請のあった東広島市立美術館について、書類審査及び実地調査を行った結果、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第12条及び博物館の登録審査基準要項に規定する登録の要件を備えていると認められるため。

4 登録年月日

令和5年 月 日（議決の日）

5 根拠規定

博物館法

(登録)

第 10 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けものとする。

(登録要件の審査)

第 12 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

博物館の登録審査基準要項

博物館の登録については、次に掲げる登録要件を具備し、かつ、博物館法第2条第1項に規定する博物館の目的を達成することができるかどうかを十分審査しなければならない。

1 博物館資料

- (1) 博物館資料は、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。
- (2) 資料は、実物であることを原則とすること。ただし、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- (3) 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。ただし、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- (4) 必要な図書、図表等を有すること。

2 学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。ただし、館長と学芸員とは兼ねることができること。

3 建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動物園、植物園、水族館等は、博物館法第2条第1項に規定する博物館であるが、ここでは便宜上その名称を区分して列記する。

- (1) 博物館、美術館にあつては、およそ165㎡以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。ただし、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館、美術館等は該当しないこと。
- (2) 動物園にあつては、およそ1,650㎡以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- (3) 植物園にあつては、およそ1,650㎡以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- (4) 水族館にあつては、およそガラス面90cm平方の展示水槽が5個以上あり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

4 開館日数

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。ただし、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

5 備考

- (1) 分館については、本館との緊密な連携の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを、上の登録要件中特に、1及び4に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認められたときは、登録しないこと。
- (2) 分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること。ただし、3に該当する分館については除くこと。
- (3) 分館が、本館と同一の都道府県の区域内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県の教育委員会の登録審査を受けなければならないこと。

6 施行期日

この要項は、平成16年7月29日から施行する。

東広島市立美術館の博物館登録審査表

登録の要件		東広島市立美術館の状況	適否								
博物館法第12条	博物館の登録審査基準要項(平成16年7月29日施行)										
1 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。	<p>1 博物館資料は、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。</p> <p>2 資料は、実物であることを原則とすること。ただし、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。</p> <p>3 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。ただし、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。</p> <p>4 必要な図書、図表等を有すること。</p>	<p>◆博物館資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料の種別</th> <th>資料の種類及び数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文科学に関する資料</td> <td>美術品1,073点(日本画35点,油彩画90点,水彩画47点,版画693点,素描52点,工芸113点,書画23点,彫刻17点,写真・映像3点)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆展覧会に関連した講演やワークショップ等の実施、学芸員による講座や作品解説を行っている。また、子供にも分かりやすい作品鑑賞のための資料作成や市内の小学生等を対象とした「出前美術館」、「はじめてビジュツカン」の実施などの教育的配慮が払われている。</p> <p>◆資料はすべて実物であり、「近現代版画」「現代陶芸」「郷土ゆかり」を中心に継続的な作品収集をしている。(購入435点,寄贈636点,所管替え2点)</p> <p>◆書籍1,427冊,図録1,275冊など,必要な図書等4,162冊を有している。</p>	資料の種別	資料の種類及び数量	人文科学に関する資料	美術品1,073点(日本画35点,油彩画90点,水彩画47点,版画693点,素描52点,工芸113点,書画23点,彫刻17点,写真・映像3点)	適				
資料の種別	資料の種類及び数量										
人文科学に関する資料	美術品1,073点(日本画35点,油彩画90点,水彩画47点,版画693点,素描52点,工芸113点,書画23点,彫刻17点,写真・映像3点)										
2 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。	館長及び学芸員のほか,必要な学芸員補その他の職員を有すること。	<p>◆職員</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>学芸員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>指定管理者職員</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table>	館長	1名	学芸員	2名	事務職員	1名	指定管理者職員	4名	適
館長	1名										
学芸員	2名										
事務職員	1名										
指定管理者職員	4名										
3 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。	博物館,美術館にあっては,およそ165㎡以上の建物があることを原則とし,陳列室,資料保管室,事務室等が整備されているなど,一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。	<p>◆敷地面積 1,805.00㎡</p> <p>◆延床面積 3,946.67㎡</p> <p>展示室,創作室,収蔵庫,蔵書室,事務室等が整備され,資料の保管,展示や調査研究,また,教育事業や講演,ワークショップ等ができる施設内容となっている。</p>	適								

登録の要件		東広島市立美術館の状況	適否																
博物館法第12条	博物館の登録審査基準要項(平成16年7月29日施行)																		
4 1年を通じて150日以上開館すること。	開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。(特別の場合を除き館外活動は日数に含まない。)	◆開館日数及び入館者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>日付</th> <th>開館日数</th> <th>入館者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>11.3~3.31</td> <td>123日</td> <td>17,980人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4.1~3.31</td> <td>311日</td> <td>91,663人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>4.1~9.30</td> <td>161日</td> <td>22,688人</td> </tr> </tbody> </table> ※R2. 11.3 リニューアルオープン	年度	日付	開館日数	入館者数	R2	11.3~3.31	123日	17,980人	R3	4.1~3.31	311日	91,663人	R4	4.1~9.30	161日	22,688人	適
年度	日付	開館日数	入館者数																
R2	11.3~3.31	123日	17,980人																
R3	4.1~3.31	311日	91,663人																
R4	4.1~9.30	161日	22,688人																

【博物館法第2条第1項に規定する目的】

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすること

施設の概要・沿革

施設名称	東広島市立美術館													
所在地	東広島市西条栄町9番1号													
目的	市民の美術品を鑑賞する機会の拡大及び市民の美術に関する創造的な活動の支援を図ることにより文化の発展に寄与するため、東広島市立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。													
沿革	昭和53年 大久保博氏が美術館を建設し、東広島市に寄贈 昭和54年 東広島市立美術館開館(東広島市八本松町) 昭和61年 2階の増設工事が完了し、落成を記念して「大久保博遺作展」を開催 昭和63年 「第1回東広島市美術展」開催 平成11年 「東広島市立美術館20年のあゆみ展」開催 平成22年 東広島市立美術館30周年記念展 「コレクションで振り返る東広島市立美術館の30年」開催 平成28年 「東広島市美術館建設基本構想・基本計画」を策定 設計者に「香山・大旗(仮称)東広島市立美術館設計共同体」を選出 平成30年 本体工事着工 令和元年 竣工 令和2年 新築移転開館(東広島市西条栄町へ)													
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上4階建(建築基準法上)実運用3階													
	敷地面積 :	1,805㎡												
	建築面積 :	1,386㎡												
	延床面積 :	3,947㎡												
	主な施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理部門(事務室等)</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">71㎡</td> </tr> <tr> <td>研究部門(蔵書・研究室)</td> <td style="text-align: right;">54㎡</td> </tr> <tr> <td>展示部門(展示室)</td> <td style="text-align: right;">1,028㎡</td> </tr> <tr> <td>創作部門(創作室)</td> <td style="text-align: right;">118㎡</td> </tr> <tr> <td>収蔵部門(収蔵庫)</td> <td style="text-align: right;">457㎡</td> </tr> <tr> <td>その他(ホール・廊下等)</td> <td style="text-align: right;">2,219㎡</td> </tr> </table>	管理部門(事務室等)	71㎡	研究部門(蔵書・研究室)	54㎡	展示部門(展示室)	1,028㎡	創作部門(創作室)	118㎡	収蔵部門(収蔵庫)	457㎡	その他(ホール・廊下等)	2,219㎡
	管理部門(事務室等)	71㎡												
	研究部門(蔵書・研究室)	54㎡												
	展示部門(展示室)	1,028㎡												
創作部門(創作室)	118㎡													
収蔵部門(収蔵庫)	457㎡													
その他(ホール・廊下等)	2,219㎡													
駐車場 :あり	69 m ²													
組織体制	館長 1人 学芸員 2人 事務職員 1人 指定管理者制度													
主な収蔵資料	美術品1,073点 (日本画35点、油彩画90点、水彩画47点、版画693点、素描52点、工芸113点、書画23点、彫刻17点、写真・映像3点)													
展示内容	企画展、コレクション展を1か月～2か月の期間で開催													
常設展入館料 ()内は団体	300円(240円)													
開館時間	9:00～17:00													
休館日	毎週月曜日、12/28～1/4													

東広島市立美術館

1 美術館の目標・基本コンセプト

目標:「育成・創造型美術館」

基本コンセプト:

暮らしとともにあるArt、生きる喜びに出会う美術館

4つの基本理念

基本理念実現のための具体的事業

鑑賞 ふれる
優れた文化や芸術にふれる

- ・年4回の企画展の開催
- ・所蔵作品を中心にした常設展の開催

育成 はぐくむ
地域の文化や人をはぐくむ

- ・アートギャラリーの活用
- ・東広島市美術展の開催

創造 つくる
個性豊かな文化を創造し発信する

- ・アートスペースの活用
ワークショップや
アカデミック講座の開催

交流 つながる
人が集い、交わり、ひろがる

- ・東広島芸術文化ホール「くらら」や、
西条中央公園との一体的活用
- ・談話のできるロビー空間

2 新美術館の規模

	A 新美術館	B 現美術館	C 対比
①敷地面積	1,805㎡	888.0㎡	約2倍
②建築面積	1,386㎡	338.9㎡	約4倍
③延床面積	3,947㎡	641.2㎡	約6倍
④展示室	約900㎡	364.1㎡	約2.5倍
⑤収蔵庫	約400㎡	47.8㎡	約8倍
⑥アートギャラリー (市民ギャラリー)	約100㎡ ※1:ロビー 専有 部分を含む。	施設なし	くらら市民ギャラリー 約119㎡
⑦アートスペース (創作室兼会議室)	約120㎡	施設なし	

新美術館の規模 建設工事費 21億2552万6400円(建築、電気、機械合計)

3 運営体制

展覧会の企画や美術品の収集などは市職員の学芸員が行います
施設の管理等につきましては指定管理者が行います。

※指定管理者:株式会社イズミテクノ

(令和元年11月1日~令和6年3月31日)

区分	内容	担当
学芸普及部門	展覧会の企画等	東広島市直営
事業運営部門	展覧会の運営、広報等	指定管理者
維持管理部門	施設の保守管理等	

4 デザインの特徴

外観も内観も、「下は黒」、「上は白」の
特徴的コントラスト



「下は黒」、「上は白」のコントラスト
により、視線が上へ上へと誘導される

(1) 外観

※2階以上はアルミキャストで白を基調
※1階は燻し銀煉瓦で黒を基調



2階と3階の外壁は、
アルミのパネルです。
錆びにくく、耐久性が
高い素材です。
1枚の大きさは、
3.4m×1.2m
厚さ75mmのアルミパ
ネルを513枚貼ってい
ます。

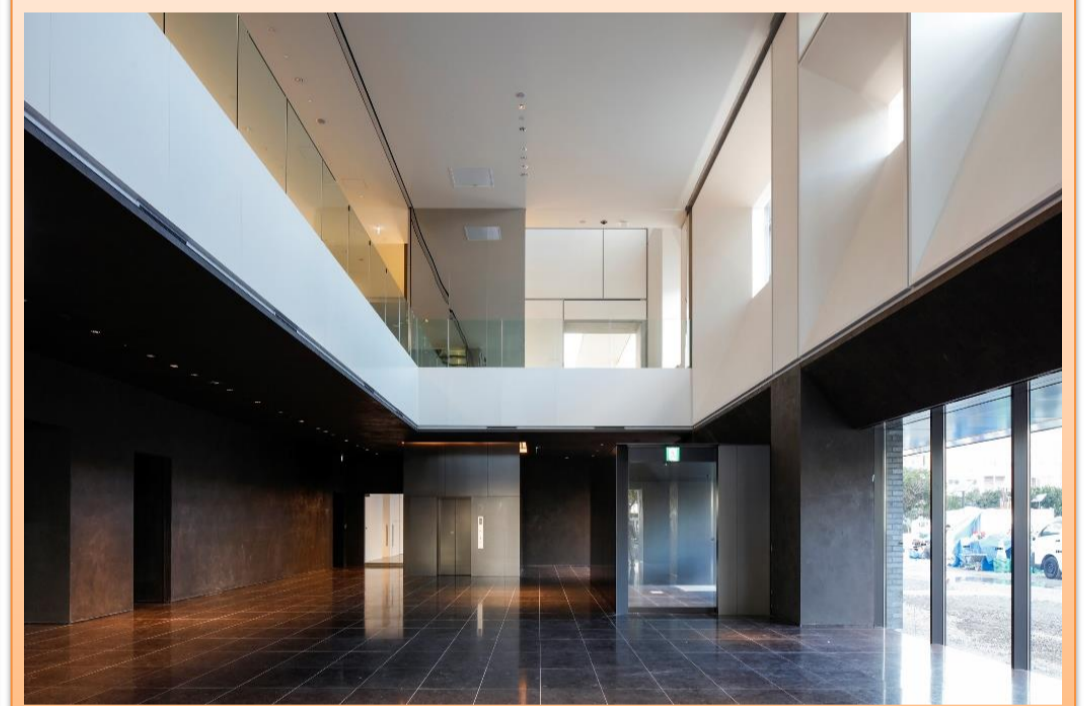
1階の外壁は、
燻し銀煉瓦です。
美術館らしい重厚感
が醸し出されます。



床の御影石は、
アンゴラの石です。
世界最古の砂漠、
ナミブ砂漠の隣の国
アンゴラで採石されて
いるそうです。
全体的には、黒い石
の中に濃いグレーの
模様が浮かび上がっ
てくるように見えます。
模様が大きく見える
のもこの御影石の特
徴です。

(2) 内観

※ 展示室を配置した2階から上は、白を基調
※ 1階ロビーは、それとは対比的な黒を基調



(3) 「窓」



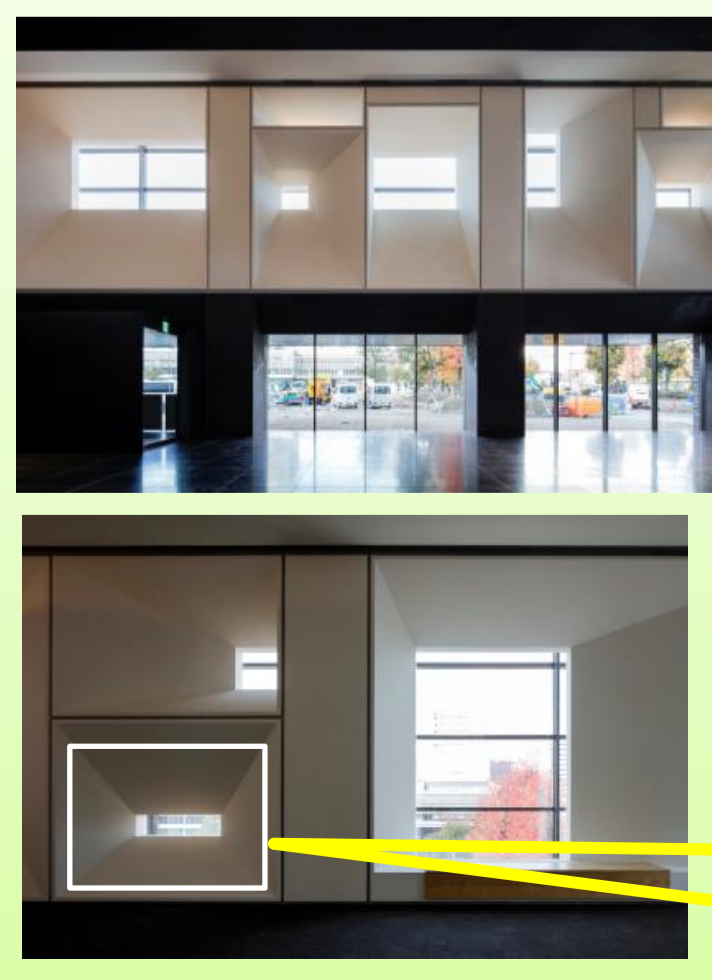
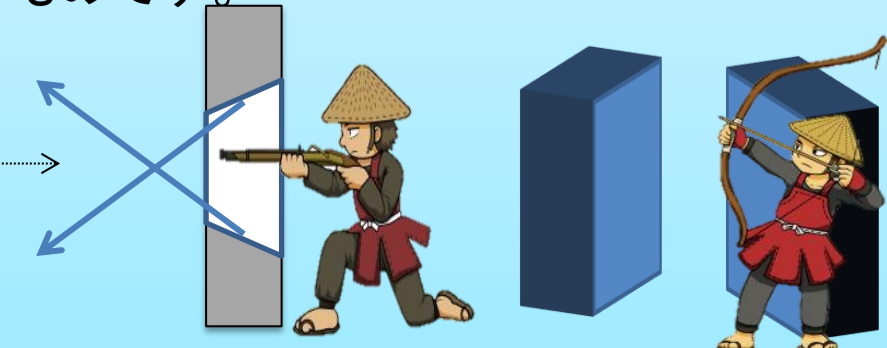
美術品は光や、熱を嫌います。そのため、一般的には開口は少なくなっています。
しかし、東広島市立美術館は、「くらら」と「公園」と「美術館」の一体化がコンセプト。
公園や「くらら」から美術館の中が見え、美術館から公園や「くらら」が眺められる。
そんな開放感と、美術館の本来機能とを両立させたのがこの窓です。
外からの差し込む光を絞りつつ、中からは開放的に外を眺められる「窓」。
この窓、何かに似ています。
そう、狭間(「ざま」、または「はざま」)です。
美術館の窓は、中が広く、外が狭い狭間の理屈と同じ形状をしています。

【狭間】

現存する、木造のお城「備中松山城」。
(上段)

この城の城壁にある開口部が「狭間」
(中段)です。

城の狭間や窓枠の格子(下段)は、内側
が広く、外側が狭くなっています。
この形状は、外から見えにくく(光が入り
にくく)、中からは、視界を確保しやすい
ものです。



東広島市立美術館を造る際、城の
「狭間」に似せたものではありませんが、
デザインの考え方は、結果的に、日本
古来からある、狭間の実用性に対す
る考え方と同じ理論となっています。
(上段)

3階の窓(左下段)から見える「くらら
の景色」(下段黄色吹出)です。お城か
ら覗いているような気持ちになるかもし
れません。

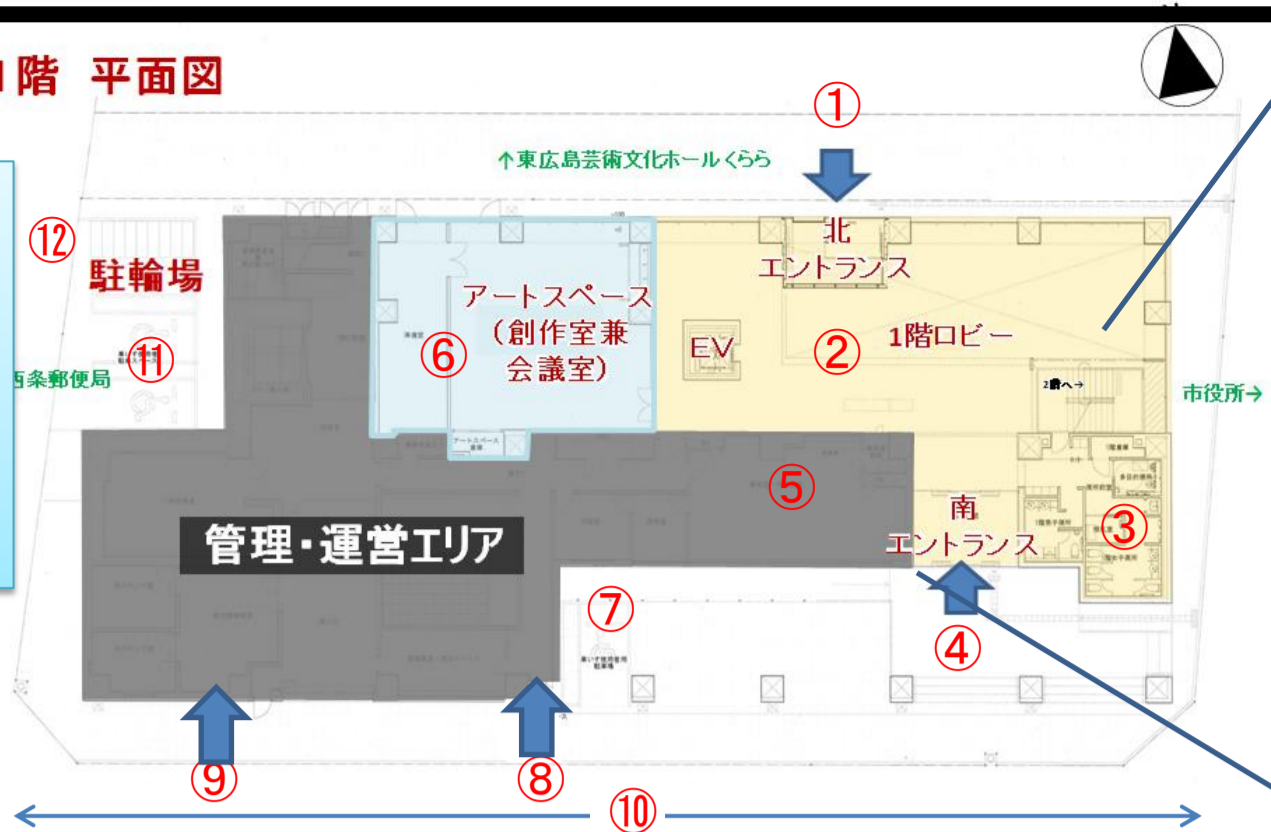


5 平面図

1階 平面図

「つくる」施設
 ⑥ アートスペース
 ワークショップ
 アカデミック講座
 学芸業務に利用しない
 期間は、市民に貸出
 (市民ワークショップ等)

「つなぐ」施設
 ② ロビー
 入館無料



No	施設名	No	施設名	No	施設名
①	北入口／正面玄関	⑤	事務室	⑨	搬入口
②	ロビー	⑥	アートスペース	⑩	電線地中化施工区間
③	男女トイレ、多目的トイレ、授乳室	⑦	車いす専用駐車場(南) 1/3	⑪	車いす専用駐車場(西) 2~3/3
④	南入口	⑧	通用口	⑫	駐輪場

○美術館に設置する作品

☆ 市立美術館の展示を地元ゆかりの作家や作品で盛り上げる



作品名	阿吽
制作年	2008年
サイズ	阿：高さ213cm 吽：高さ190cm
特徴	原材料に西条土30%



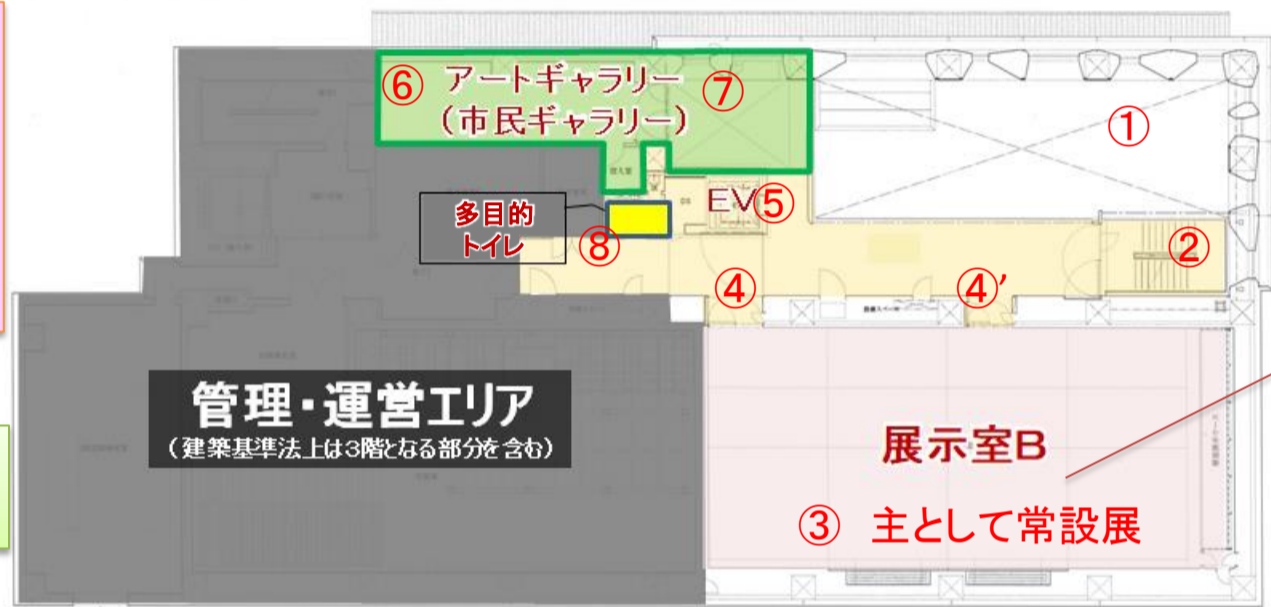
現美術館の1階展示室扉は大久保氏が現美術館を建設する際に東京都美術館旧館の扉を移築したものです。東広島市立美術館の歴史的象徴として新館南エントランスに移築し、引き続き来館者の皆様をお出迎えています。

2階 平面図

「ふれる」施設
 主として常設展を開催する展示室B③

一般	1人	300円
大学生	1人	200円

「はぐくむ」施設
 ⑥⑦アートギャラリー



No	施設名	No	施設名
①	吹き抜け	⑤	エレベーター
②	階段(市民用)	⑥	アートギャラリー
③	展示室B	⑦	アートギャラリーロビー
④ ④'	「もぎり」の位置	⑧	多目的トイレ (健全者は1階と3階)

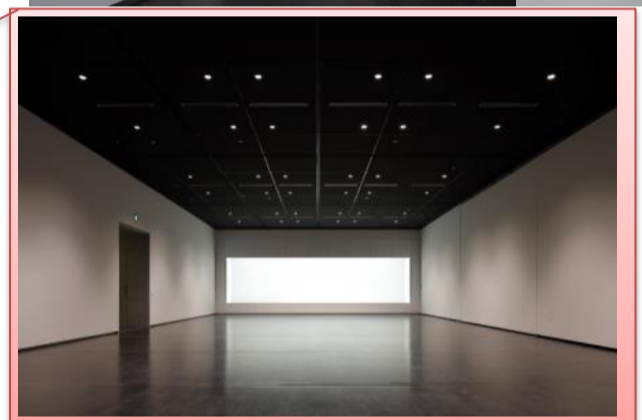
くららと同額	アートギャラリー区分	単位	使用料	
	入場料等を徴収しないとき	1日につき	1,040円	火曜から日曜の1週間利用 月曜午後設営 翌月曜午前撤収
	入場料等を徴収するとき	1日につき	3,120円	

□展示機能と配色の特徴

パーテーション

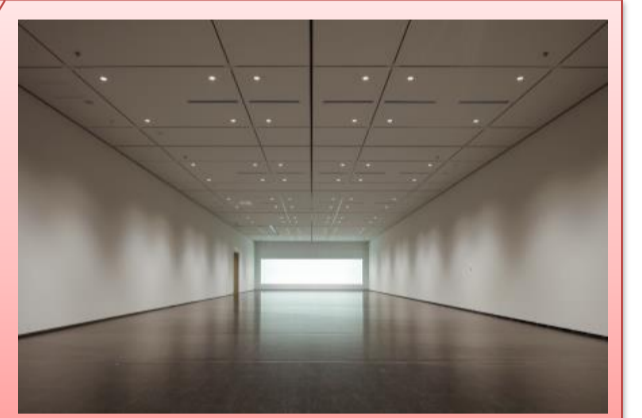


置き壁



↑○2F 天井は黒
 ↓○3F 天井は白

主として常設展
 → 版画がメイン
 ※ 展示壁面のみを白で強調



主として企画展
 → 多様なジャンルに対応
 ※ 壁・天井を白

3階 平面図

「ふれる」施設
 主として特別企画展を開催する展示室A ⑤

「つなぐ」施設
 ①②
 ロビーで、酒蔵通りや「くらら」を眺めながら、交流を深める



No	施設名	No	施設名
①	ロビー 酒蔵を望む窓	⑤	展示室A
②	ロビー 公園を望む窓	⑥	階段
③	男女トイレ、多目的トイレ	⑦	「もぎり」の位置
④	吹き抜け	⑧	エレベーター

6 八本松町の東広島市立美術館



寄贈者 大久保ご夫妻



東広島市八本松町の現美術館は、昭和53(1978)年に、市内黒瀬町出身の大久保博氏(1910-1985)が建設し本市に寄贈されたもので、翌年6月1日に県内初の市立美術館として開館しました。その後、夫人の、大久保フジコ様のご寄附をもとに昭和61(1986)年に2階部分の増築を行いました。

平成27年には、御子息の大久保満男・近晴様から、美術品の収集等を目的とした資金のご寄附もいただきました。

現美術館は、新美術館開館とともに、閉館となります。昭和54年に開館以来、40年間にわたって、本市の芸術活動の拠点として、多くの市民の皆様にご利用いただき参りました。

ご寄附いただきました大久保様に、心から感謝申し上げますとともに、東広島市では、今後も、大久保様の「東広島市の芸術振興」にかけの思いを新美術館に 継承し、芸術文化振興を推進してまいります。

開館日

令和2年11月3日(火・祝)⁶

登録博物館一覧

令和4年11月11日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録
2	宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録
3	福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録
4	県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録
5	(公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録
6	尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録
7	広島市	広島市こども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録
8	宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野字亀ヶ岡700	昭和58年3月17日登録
9	呉市	呉市立美術館	呉市幸町4番9号	昭和58年7月22日登録
10	広島市	広島市郷土資料館	広島市南区字品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録
11	県	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4-1	平成3年2月8日登録
12	(公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録
13	(公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録
14	広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録
15	県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122	平成7年2月24日登録
16	(公財)ウッドワン美術館	ウッドワン美術館	廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4278番地	平成9年9月12日登録
17	(公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録
18	尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録
19	福山市	ふくやま美術館	福山市西町二丁目4番3号	平成11年3月12日登録
20	福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録
21	庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録
22	安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録
23	庄原市	庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録
24	広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録
25	広島県	頼山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館)	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録
26	(公財)仙石庭園	仙石庭園銘石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録

博物館に相当する施設一覧

令和4年11月11日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	広島市	広島市安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	昭和47年4月10日指定
2	廿日市市	宮島水族館	廿日市市宮島町10番3	昭和35年3月28日指定
3	福山市	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田276番地の1	平成23年12月5日指定
4	熊野町	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号	平成27年1月30日指定
5	国立大学法人広島大学	広島大学総合博物館	東広島市鏡山1丁目1番1号	平成30年2月14日指定
6	(公財)みやうち芸術文化振興財団	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内字高通4347番地2	令和2年7月10日指定
7	広島市	広島城	広島市中区基町21番1号	令和3年11月24日指定
8	広島市	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園1番1号	令和3年11月24日指定
9	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学芸術資料館	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	令和4年11月11日指定